

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R4-17)

有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	76 (76)	87 (87)	46 (46)	46	4.5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議(COP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、支援を行う。 ・我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。 ・平成25年1月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてバーゼル条約との連携を求めており、これを受けてバーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっていることから、関連するプロジェクトへの支援を行う。 <p><達成手段の目標></p> <p>バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うことで、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につなげ、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>バーゼル条約COPで我が国が拠出したプロジェクトに関連するガイドライン等が採択される。また、有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止を推進する。</p>	0170
(3)クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1	6	<p><達成手段の概要></p> <p>原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたものの)のトレーサビリティを確保するためのシステムを整備等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般的な産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>全てのクリアランス物に關しトレーサビリティを確保する。</p>	0171
(4)バーゼル条約実施等経費(平成8年度)	36 (34)	51 (44)	61 (58)	47	5	<p><達成手段の概要></p> <p>バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等に対し、これらの法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を徹底する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正管理により、バーゼル条約違反の輸出を防止する。</p>	0172
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)	1,309 (1,031)	652 (477)	1,245 (937)	60	1.2	<p><達成手段の概要></p> <p>生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事業であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合に、当該事業に必要な経費の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進することにより、不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の実施を支援する。当該事業及び廃棄物処理法に基づく支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等を進めること。</p>	0173
(6)廃棄物等の輸出入の適正化推進費(平成25年度)	57 (49)	67 (59)	58 (47)	58	5	<p><達成手段の概要></p> <p>廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理することにより、廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正管理により、バーゼル条約違反の輸出を防止する。</p>	0174
(7)廃棄物処分基準等設定等調査費(平成4年度)	163 (127)	182 (151)	186 (151)	186	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査、産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討及び有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認する。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境を保全し、産業廃棄物の適正な処理を確保することにより、不法投棄の未然防止を推進する。 	0162
施策の予算額・執行額	1,680 (1,344)	1,072 (842)	1,622 (1,261)	422	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画	